

対象範囲について(案)

1. 現状の対象範囲

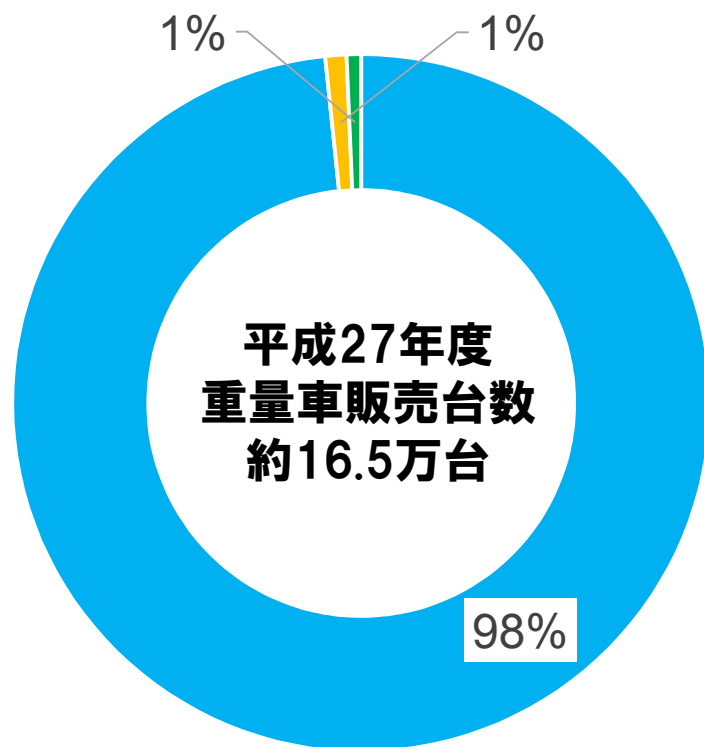
- 燃費規制の対象となる重量車の条件は下記のとおり
 - ①燃料：軽油
 - ②車両総重量：3.5トン超
 - ③車種：乗用自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）及び貨物自動車
 - ④その他条件：以下のいずれかに該当すること
 - ・型式指定自動車（道路運送車両法第75条第1項に基づき指定を受けたもの）
 - ・一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（道路運送車両法第75条の3第1項に基づき指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えたもの）

	乗車定員	車両総重量	軽油
乗用自動車	9人以下	3.5ト以下	型式指定自動車
		3.5ト超	型式指定自動車
	10人以上	3.5ト以下	型式指定自動車
		3.5ト超	型式指定自動車 及び 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
貨物自動車		3.5ト以下	型式指定自動車
		3.5ト超	型式指定自動車 及び 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

※ WLTP燃費試験法の導入により2016年10月31日より乗車定員10人かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車についても重量車に区分されることとなった

2. 次期重量車燃費規制の対象範囲(案)

- 平成27年度の重量車の販売台数のうち、軽油を燃料とした自動車の販売台数は9割以上
⇒軽油を燃料とした重量車については、**引き続き燃費規制を適用することが適当。**
- その他の自動車の取扱いについては、別途検討。



- 軽油
- ガソリン・LPG
- その他

その他の自動車

○内燃機関を有しない燃料電池自動車 (FCV)、電気自動車 (EV) 等の取扱い (特例等) については、別途検討。

(例)FCVバス



(例)EVトラック

